

水道局 「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」 試行要領  
(受注者希望型)

## 第1 目的

都は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減(2000年比)する、「カーボンハーフ」を表明し取組を加速させるとともに、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、「～HTT<H減らす・T創る・T蓄める>～」(以下、HTTという。)の取組を進めている。

都が施行する工事現場においても低炭素化及びHTTへの取組を進める必要があることから、水道局における低炭素化及びHTTへの取組を受注者の希望に応じて行う「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」(以下、「アドバンス工事」という。)のために必要な事項を定める。

## 第2 用語の定義

### (1) 低炭素化

二酸化炭素の排出を抑制すること。

### (2) HTT

エネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を減らす(H)、創る(T)、蓄める(T)こと。

## 第3 実施概要

受注者が、当該受注工事において低炭素化又はHTTに関する取組を提案、実施し、工事を完了した場合、工事成績評定において評価する。

## 第4 実施方法

### 4-1 対象工事

本試行要領は、水道局が発注する工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

ただし、緊急施行工事、単価契約工事及び起工金額が250万円以下の工事は除く。

#### 4-2 対象工事である旨等の表示

発注者は、別紙1に基づき、当該発注工事がアドバンス工事の対象である旨を起工書、案件公表時の資料及び特記仕様書に明示する。

#### 4-3 提案内容

受注者は、次の(1)～(4)の条件を全て満たす取組を提案する。

- (1) 工事現場内で行う取組であること。
- (2) 次のア～エの内、3つの取組を行うこと（例えば、アの取組を3つ行うなど、組合せは問わない）。
  - ア 工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組
  - イ 二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組
  - ウ 二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
  - エ H T Tに資する取組
- (3) 取組に対して当局が費用を計上していないこと。
- (4) 工事現場の安全、目的物の性能及び耐久性等に影響しないこと。

#### 4-4 アドバンス工事取組の意思表示

- (1) 受注者は、アドバンス工事に取り組むことを希望する場合、計画書（別紙2）を作成し、初回提出分の施工計画書に添付すること。
- (2) 監督員は、(1)の提出があった場合、4-3 提案内容の条件を満たしているか確認する。

#### 4-5 取組の確認方法

受注者は、計画書に基づき取組を実施し、その実施状況が確認できる写真を適宜撮影すると共に、工事記録写真に含めて提出する。

#### 4-6 取組のPR

受注者は、当該受注工事がアドバンス工事の対象である旨及び取組内容等について、仮囲い、現場事務所、作業員詰所等に可能な範囲で掲示するな

ど、PRに努める。

#### 4-7 工事成績評定

監督員は、実施状況が確認できた場合には、以下のように評価する。

(1) 低炭素化に関する取組の場合（4-3(2)ア、イ及びウ）

工事成績評定の「社会的貢献 7 環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境に優しい取組を行った」の項目で評価（1点）する。

(2) HTTに関する取組の場合（4-3(2)エ）

工事成績評定の「創意工夫と熱意 4 ゴミの減量化、アイドリングストップの履行等の地球環境への配慮」の項目で評価（1点）する。

ただし、実施状況が確認できない場合は、評価は行わない。

また、低炭素化とHTTに関する取組に対して、それぞれ複数の取組を実施しても、各評価項目の加点は、最大1点とする。

#### 4-8 実施結果の提出

監督員は、当該工事完了後、計画書及び実施状況が確認できる写真を建設部技術管理課宛（S3000031@section.metro.tokyo.jp）に提出する。

附則（令和6年3月28日付5水建技管第775号）

この要領は、令和6年4月1日以降起工する案件から適用する。